

広島県告示第三百六十一号

平成十九年広島県告示第三百八十六号（港湾施設及びマリーナ施設の使用料及び入港料の
収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 1（尾道糸崎港）の表中

係留施設	南松永西三号岸壁	福山市南松永町四丁目七四番地先、七六番地先	国有施設
------	----------	-----------------------	------

を

係留施設	南松永西三号岸壁	福山市南松永町四丁目七四番地先、七六番地先	国有施設
	南松永西ドルフィン	福山市南松永町四丁目七四番地先、七六番地先	国有施設
外郭施設	南松永西防波堤	福山市南松永町四丁目七四番地先、七六番地先	国有施設

に

改める。